

オホーツク社会人サッカーリーグ運営要項

1. 主 催 オホーツク社会人サッカー連盟
2. 主 管 オホーツク社会人サッカー連盟
オホーツク管内各地域サッカー協会
3. 開催期間 当該年度5月～10月（競技が出来る期間）
4. 参加料 当該年度のオホーツク社会人サッカー連盟代表理事総会で決定する。
5. 参加資格
 - (1) オホーツク地区サッカー協会に登録及び（公財）日本サッカー協会に登録を完了した第一種チーム（大学・高専連盟に加盟したチームは除く）及びシニアチームとする。また、（公財）日本サッカー協会にクラブ申請が許可されたチームであって、オホーツク社会人サッカー連盟（以下連盟）に加入したチームであること。
 - (2) 参加選手は上記の第一種登録、シニア登録、及び女子登録を完了した選手であり、クラブチーム又は他の事業体チームに二重に登録されていないこと。但し、シニア登録選手は他地区登録であってもオホーツク地区在住者に限定し、参加できるものとする。
 - (3) シーズン中は、同一人物が2チームにわたって出場できない。
 - (4) ~~所属リーグで本要項により昇格する場合、上位リーグに参加できるチームであること。~~
 - (5) 参加チームは3級以上4名の登録審判員がいなければならない。但し、新規チームの猶予は2年間とし登録審判員が上記に満たない時は、リーグ参加資格を失うものとする。又、転勤等で審判に不足が出た場合は速やかに資格者を確保すること。
 - (6) ~~参加チームは、当該リーグを円滑に運営するために運営委員を1名選出すること。~~
 - (7) 参加チームはオホーツク地区サッカー協会及び、連盟の活性化と発展に期するものとする。
 - (8) 新規加入を希望するチームの当該リーグへの参加については、連盟常任理事会で事前協議し、代表理事総会の承認で決定する。
 - (9) 原則として16歳以上の社会人及び学生で構成されたチーム（高校生単独）は不可。所属校に部活動が無い又は、部活動終了後の2種登録をしていない高校生及び、（公財）日本サッカー協会にクラブ申請が許可されたチーム・選手は参加することができる。この場合の高校生については、保護者及びチーム代表者の承諾書を提出すること。（別紙様式）
※部活のある高校に在学中で2種登録のしていない選手は、顧問・監督からオホーツク地区サッカー協会2種委員会を通じ推薦があれば登録することができる。
6. 競技規則
 - (1) 当該年度（公財）日本サッカー協会制定「サッカー競技規則」による。
 - (2) ピッチのサイズは原則として縦105m×横68mとする。
 - (3) 試合球は連盟指定公認球とし、各チームによる提供とする。
 - (4) 試合成立の必要人数は試合開始予定時間において1チーム7名以上とする。

7. 選手エントリー

- (1) 前項の参加資格を有し、選手エントリー人数の制限はないが、原則として最低16名とする。但し、他地区登録のシニア選手はその数に含めない。
- (2) 選手エントリーは当該年度の4月末日をもって行い、入替戦又は順位決定戦終了まで有効とする。
- (3) 外国国籍選手の登録は3名までとし、出場エントリーは交替予定者を含め3名までとする。
- (4) 選手の協会登録削除又は追加登録は、オホーツク地区サッカー協会を通じて北海道サッカー協会に手続きをしなければならない。尚、参加選手のエントリー変更はWEB登録のコピーと追加登録金領収のコピーを出場する試合の前迄に運営委員長に提出すること。
- (5) オホーツク社会人サッカーリーグ間での、シーズン途中における選手の移籍は、認めない。~~但し、転勤・転居等(管外市町村)により所属チームでは競技ができないことが、明らかな時はこの限りでない。~~また、上部リーグ(道・道東リーグ)と下部リーグ(オホーツク社会人リーグ)間の移籍は可能とする。

8. ユニホーム

- (1) ユニホームは、リーグ登録書に記載された正副2着を常備する。
- (2) 背番号は正副同一番号とし、チーム全体は1番から通し番号を原則とし、シーズン中の背番号の変更は認めない。
- (3) 審判と類似のユニホームの色(黒又は紺)の上衣は、用いることができない。
- (4) その他の規定は、(公財)日本サッカー協会競技規則に準ずる。

9. 競技方法

1部リーグ

- (1) 試合方式は、セントラル方式(一括開催)とし、5チーム以下の場合にはH&A扱い2回戦、5チーム以上の場合には1回戦とする。
- (2) 試合時間は、90分とし延長、PK戦は実施しない
- (3) ハーフタイムのインターバルは15分以内とする。
- (4) 交代要員の数は7名とし、交代できる数は5名とする。
- (5) 優勝チームは道東ブロックリーグ下位チームとの入替戦を行う。
最下位チームは2部1位チームと~~自動入替。~~
入替戦を行う。

~~2部以下~~リーグ

- (1) 試合方式は、セントラル方式(一括開催)とし、5チーム以下の場合にはH&A扱い2回戦、5チーム以上の場合には1回戦とする。
- (2) 試合時間は、80分とし延長、PK戦は実施しない
- (3) ハーフタイムのインターバルは15分以内とする。
- (4) 交代要員の数、交代できる数は無制限とする。
- (5) ~~原則各リーグ成績上位の2チームが上位リーグ成績下位2チームとの自動入替とする。~~
2部リーグ1位チームと1部リーグ最下位チームは入替戦を行う。
- (6) 新規加入チームは、最下部リーグへ所属する。
又、3級審判は育成期間とし2年間免除されるが、4級4名以上は必要とする。
※負担金(3級審判員がない場合)1試合4,000×試合数分の派遣審判費納入。

9. 組合せ及び日程

- (1) 組合せは前年度優勝チームを中心に、上位と下位とを原則として第一節から順に対戦するよう考慮する。
- (2) 日程は運営委員会で決定し、主管地域協会と協議の上開幕前までに、各チームに通知する。
- (3) 1節当たりの試合時間、順序は運営委員会において決定する。但し、主管地域協会の諸事情により、運営委員会が認めた時はこの限りでない

10. 順位の決定方法

次の順序により、リーグ戦の順位を決定する。

- (1) 勝点 (勝=3・分け=1・負=0)
- (2) 全試合のゴールディファレンス (総得点-総失点)
- (3) 全試合の総得点
- (4) 当該チームの対戦成績

11. 表彰 (各部リーグごと)

- (1) 団体表彰 優勝 優勝杯
- (2) 個人賞 得点王 盾 / アシスト王 盾
- (3) 前年度の各リーグ優勝チームに対し、トーナメント大会 (知事杯・クラブ選手権・全道社会人) のいずれか1つの大会参加料を助成する。
※助成金の申請書は、所定の書式にて事務局に提出する。

12. 入替戦

リーグ終了時の最終成績で、下記のように次年度リーグ編成を行う。

- (1) 原則的には各部とも、競技方法 (5) に準ずる。北海道リーグ・道東リーグの結果及び、地区リーグ参加チーム数の変動等によりリーグ構成に影響が及ぶ場合はこの限りではなく、連盟常任理事会で協議決定する。
- (2) 事情によりチームが中途脱退した場合は、規律委員会で協議決定する。
- (3) 次年度リーグ継続加盟をしなかった場合、又は、リーグ加盟を認められなかった場合は、規律委員会で協議決定する。

13. 競技審判員

- (1) リーグ加入チームは帯同審判制とし、3級以上4名のオホーツク地区サッカー協会審判委員会に登録された審判員を帯同しなければならない。
- (2) リーグの審判運営は、担当チーム4名 (主審・副審・予備審) により行い、運営委員会が定めた審判割当てをもって、チームの責任において行う。
- (3) 審判員は主審・副審を問わず審判服を着用し、課せられた任務の重大性を認識し、荒れ試合・苦情等のないよう努め、態度厳正にして積極的に遂行しなければならない。
- (4) 主審は3級以上の資格を有する者とする。但し、新規加入チームは資格取得に猶予を与えるものとし、所属部の運営委員会で主審割当てを変更できるものとするが、都合が付かない時は、連盟審判委員会の担当者に依頼する。
- (5) 主審は審判報告書を競技終了後、速やかに各部運営委員長に提出すること。尚、試合で退場等があった時は、その日のうちに審判委員長及びリーグ運営委員長に必ず報告すること。
- (6) 上記登録審判員は積極的に研修会等に参加し、技術の向上を図るものとする。

14. 運営割当て

競技の円滑な運営のために、競技場準備・審判・記録・後片付けの当番を各チームの責任において割当てる。

15. 罰 則

- (1) 警告・退場者の処置
 - ① 警告・退場者の処置については、オホーツク社会人サッカーリーグ運営要項細則により処置する。
 - ② 悪質な反則を行っての退場については、以後の試合は審判報告書に基づき、連盟規律委員会（以下規律委員会）で裁定する。
- (2) 棄権チームの措置
 - ① 原則として棄権した場合は、そのチームを除籍とし次年度の出場を停止する。その後の処置については規律委員会で裁定する。
 - ② 棄権した場合の成績は、相手チームに勝点3・得点5を与える。
- (3) 本要項に違反した場合及び、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とし、原則として当該チームは除籍、その後の処置は規律委員会で裁定する。
- (4) 試合前後において又は本リーグの秩序を乱すような悪質な言動・行動が選手並びに役員から文書よっての報告があった場合は、その後の処置は規律委員会で裁定する。
- (5) 不戦敗防止
勝点のやりとりとし、順位決定後に不戦敗数に応じて順位を繰り下げる。

16. 道東リーグ参加資格（条件）

- (1) 1部リーグを優勝し、且つ道東リーグ参加資格を得たチーム。
- (2) 上記の参加資格を得たチームは棄権できない。
- (3) 上記(1)のチームが棄権した場合は、15. 罰則(2)項に準じて処置する。

17. 事故防止

- (1) 試合会場への行き帰りの移動・試合中・その他の事故については、各チームの責任において対応すること。
- (2) 各チームはリーグ開始前までに、スポーツ傷害保険等への加入を推奨する。

18. その他

- (1) 本運営は、オホーツク社会人サッカー連盟サッカー運営委員会に委ねる。
- (2) 上記の運営委員会の規定及び社会人サッカーリーグ運営細則・競技規定等は、別に定める。
- (3) 上記事項に記していない事項の場合は、連盟常任理事会で審議決定する。
- ~~(4) 新型コロナウイルス感染予防対策については(公財)北海道サッカー協会ガイドラインに沿って当該年度のリーグ運営会議において示す運用を遵守すること。~~

~~19. 新型コロナウイルス感染症の影響が生じた場合の対応~~

- ~~(1) リーグ開催は「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」に基づくこととし、北海道内に緊急事態宣言が発出されていないこと、施設(グラウンド)に使用制限がないこと、(公財)北海道サッカー協会から「延期」「中止」の通達が出ていないことを条件とする。~~
- ~~(2) リーグ期間に(1)による中止試合が発生し、2回戦総当たり方式採用リーグが全節開催できない場合、大会方式を1回戦総当たり方式に変更し、オホーツク社会人サッカー連盟で日程及び対戦を再度協議して決定する。~~
- ~~(3) 1回戦総当たり方式開催中に(1)による中止試合が発生した場合、各チームの予定試合数の半数を終えていればその時点での成績により順位を決定する。予定試合数の半数以下の場合にはリーグ不成立として順位の決定は行わず昇降格及び入替戦の開催はしない。~~
- ~~(4) 参加チームのリーグ登録選手・スタッフに「陽性反応者」が発生した場合、速やかにサッカー運営委員長まで連絡を行うこと。~~

~~(5) 新型コロナウイルス感染症の影響下において、サッカー運営委員会が開催を決定した試合に対して試合エントリー予定数（1チーム選手7名以上）を満たせなかったチームが発生した場合、「みなし開催」とする。~~

~~【参加自粛及び参加除外となる対象者】~~

- ~~① PCR 検査で陽性反応があった場合~~
- ~~② 保健所等において濃厚接触者と指定された場合~~
- ~~③ 自主的に参加を見合わせる対象者の場合~~
- ~~● 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）~~
- ~~● 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる~~
- ~~● 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合~~
- ~~④ 試合日の直前に、選手・スタッフにPCR検査での陽性反応者が発生したが、保健所等での濃厚接触者判定が間に合わず、かつ発症日（無症状の場合は陽性検体採取日）の2日前以降に陽性反応者とチーム活動等を通じて接触したと思われる選手・スタッフがいる場合で、試合60分前までにPCR検査または抗原検査で「陰性」の結果を提出できない場合~~

~~(6) 「みなし開催」の場合、試合エントリー予定数を満たせなかったチームの敗戦とみなし、対戦チームに勝点3、得点5を与える。両チームともに試合エントリー予定数を満たせなかった場合は引き分けとみなし、両チームに勝ち点1を与える。~~

~~(7) 新型コロナウイルス感染症の影響により試合を棄権する場合は、事前にサッカー運営委員長まで申し出を行うこと。また同事由による棄権は懲罰の対象とならない。~~

~~(8) 新型コロナウイルス感染症の影響により、本要項上不都合な事態が生じた場合の対応については、オホーツク社会人サッカー連盟の決定に従うこと。~~

~~※ みなし開催とは、出来る限り順位を決する事を念頭に、不戦試合の扱いとせず、試合が開催された事と同一としてその結果を採用するもの~~

付 則

- 本要項は平成17年4月17日より施行する。
- 本要項は平成19年4月8日より施行する。
- 本要項は平成21年4月1日より施行する。
- 本要項は平成23年4月1日より施行する。
- 本要項は平成24年4月1日より施行する。
- 本要項は平成25年4月1日より施行する。
- 本要項は平成26年4月1日より施行する。
- 本要項は平成27年4月1日より施行する。
- 本要項は平成28年4月1日より施行する。
- 本要項は平成29年4月1日より施行する。
- 本要項は令和2年4月1日より施行する。
- 本要項は令和3年4月1日より施行する。
- 令和4年4月1日より一部改正
- 令和5年4月1日より一部改正